ハ　サービス提供体制強化加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所が利用者に対し指定地域密着型通所介護を行った場合又は別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定療養通所介護事業所が利用者に対し指定療養通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、１回につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1)～(4)　（略）

ニ　介護職員処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所が、利用者に対し、指定地域密着型通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年３月31日までの間（(4)及び(5)については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1)～(5)　（略）

3　認知症対応型通所介護費

イ　認知症対応型通所介護費(I)

(1)　認知症対応型通所介護費(i)

㈠　所要時間３時間以上４時間未満の場合

a　要介護１	538単位
b　要介護２	592単位
c　要介護３	647単位
d　要介護４	702単位
e　要介護５	756単位

㈡　所要時間４時間以上５時間未満の場合

a　要介護１	564単位
b　要介護２	620単位
c　要介護３	678単位
d　要介護４	735単位
e　要介護５	792単位

㈢　所要時間５時間以上６時間未満の場合

a　要介護１	849単位
b　要介護２	941単位
c　要介護３	1,031単位
d　要介護４	1,122単位
e　要介護５	1,214単位

㈣　所要時間６時間以上７時間未満の場合

a　要介護１	871単位
b　要介護２	965単位
c　要介護３	1,057単位
d　要介護４	1,151単位
e　要介護５	1,245単位

ハ　サービス提供体制強化加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所が利用者に対し指定地域密着型通所介護を行った場合又は別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定療養通所介護事業所が利用者に対し指定療養通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、１回につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、サービス提供体制強化加算(I)を算定している場合においては、サービス提供体制強化加算(II)は算定しない。

(1)～(4)　（略）

ニ　介護職員処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所が、利用者に対し、指定地域密着型通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年３月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1)～(5)　（略）

3　認知症対応型通所介護費

イ　認知症対応型通所介護費(I)

(1)　認知症対応型通所介護費(i)

㈠　所要時間３時間以上５時間未満の場合

a　要介護１	564単位
b　要介護２	620単位
c　要介護３	678単位
d　要介護４	735単位
e　要介護５	792単位

（新設）

㈡　所要時間５時間以上７時間未満の場合

a　要介護１	865単位
b　要介護２	958単位
c　要介護３	1,050単位
d　要介護４	1,143単位
e　要介護５	1,236単位

（新設）